

大規模小売店舗立地法（以下「法」という。）第6条第1項の規定により、大規模小売店舗の変更の届出がありましたので、法第6条第3項の規定において準用する法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり当該届出の概要を公告するとともに、その届出を縦覧に供します。

なお、この公告に関し、大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見のある方は、法第8条第2項に基づき、この公告の日から4箇月以内に京都市に意見書を提出することができます。

平成28年5月20日

京都市長 門川 大作

1 届出者の氏名及び住所

株式会社エディオン

代表取締役 久保 允誉

広島市中区紙屋町二丁目1番18号

2 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

エディオン洛西店

京都市西京区樫原芋峠19-1, 20-9, 47-2, 20-8, 22-2一部,

秤谷44-8一部, 44-14, 44-16, 44-18, 54-2

(2) 変更事項

変更事項	変更前	変更後
大規模小売店舗の名称	ミドリ洛西店	エディオン洛西店
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあ	株式会社ミドリ電化 代表取締役 安保 詮 兵庫県尼崎市南塚口町1丁目 7番20号	株式会社エディオン 代表取締役 久保 允誉 広島市中区紙屋町二丁目1番 18号

<p>っては代表者の氏名</p>	<p>株式会社ドン・キホーテ 代表取締役 大原 孝治 東京都目黒区青葉台二丁目 19番10号 株式会社大創産業 代表取締役 矢野 博丈 広島県東広島市西条吉行東1 丁目4番14号</p>
------------------	--

(3) 変更年月日

平成22年10月1日

(大規模小売店舗の名称)

平成22年10月1日

(小売業を行う者の氏名又は名称及び住所 株式会社エディオン)

平成26年9月6日

(小売業を行う者の氏名又は名称及び住所 株式会社大創産業)

平成28年4月28日

(小売業を行う者の氏名又は名称及び住所 株式会社ドン・キホーテ)

3 届出年月日

平成28年4月28日

4 縦覧場所, 期間及び時間

(1) 縦覧場所

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地

京都市産業観光局商工部商業振興課

(2) 期間

平成28年5月20日(金)から同年9月20日(火)まで(京都市の休日を定める条例に規定する京都市の休日を除く。)

(3) 時間

午前9時から正午まで

午後1時から午後5時まで

5 意見書の提出先及び提出期限

(1) 提出先

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地

京都市産業観光局商工部商業振興課

(2) 提出期限

平成28年9月20日(火)

(産業観光局商工部商業振興課)